

荒川区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月16日

荒川区長 滝 口 学

荒川区条例第26号

荒川区特別区税条例の一部を改正する条例

荒川区特別区税条例（昭和39年荒川区条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（所得割の課税標準） 第15条 （略） 2 （略） 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>次項及び第21条の3において「特定配当等」という。</u>）<u>（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4から6まで （略） （寄附金税額控除） 第21条 （略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法<u>附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。 （区民税の申告） 第24条 賦課期日現在において第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有	（所得割の課税標準） 第15条 （略） 2 （略） 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（<u>以下この項及び次項並びに第21条の3において「特定配当等」という。</u>）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4から6まで （略） （寄附金税額控除） 第21条 （略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法<u>附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。 （区民税の申告） 第24条 賦課期日現在において第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有

しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の2第1項第3号並びに第25条の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第21条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2から8まで （略）

（区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第25条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を

しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第25条の2第1項第3号及び第25条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第21条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2から8まで （略）

（区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第25条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を

有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

（１）（略）

（２）所得割の納税義務者（合計所得金額が１，０００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第１項第２号において同じ。

）（合計所得金額が１３３万円以下であるものに限る。）の氏名

（３）及び（４）（略）

２から４まで（略）

５ 給与所得者は、第１項及び第３項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第５項及び第３６条の９第３項において同じ。）により提供することができる。

６（略）

（区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第２５条の３ 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は

有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

（１）（略）

（２）所得割の納税義務者（合計所得金額が１，０００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が１３３万円以下であるものに限る。次条第１項において同じ。）の氏名

）の氏名

（３）及び（４）（略）

２から４まで（略）

５ 給与所得者は、第１項及び第３項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第４項及び第３６条の９第３項において同じ。）により提供することができる。

６（略）

（区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第２５条の３ 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提

、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経過すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経過して、区長に提出しなければならない。

（１） 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（２） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第9条第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

（３） 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第9条第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条

出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経過すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経過して、区長に提出しなければならない。

（１） 当該公的年金等支払者の名称

（２） 特定配偶者の氏名

（３） 扶養親族又は特定親族の氏名

（４） その他施行規則で定める事項

の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 公的年金等支払者の名称

（2） 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

（3） 特定配偶者の氏名

（4） 扶養親族又は特定親族の氏名

（5） その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 （略）

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 （略）

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要

満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

付 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第3条 平成30年度以後の各年度分の区民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

付 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第3条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（区民税の住宅借入金等特別税額控除）

第4条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項にお

いて「区民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第18条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第21条の2及び第21条の3第1項の規定の適用については、第21条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第4条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第4条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び区民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した区民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、区長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

（区民税の住宅借入金等特別税額控除）

第4条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

第4条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第21条の2及び第21条の3第1項の規定の適用については、第21条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第4条の3第1項」と、第21条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第4条の3第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第4条の4 第21条の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第11条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項又は付則第15条第1項の規定の適用を受けるときは、第21条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(令和6年度分の区民税の特別税額控除)

第4条の5 令和6年度分の区民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び付則第4条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第18条、第20条から第21条の3まで、付則第2条の2の2第2項、付則第4条第1項、付則第4条の3

2 前項の規定の適用がある場合における第21条の2及び第21条の3第1項の規定の適用については、第21条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第4条の3の2第1項」と、第21条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第4条の3の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第4条の4 第21条の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第11条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項又は付則第15条第1項の規定の適用を受けるときは、第21条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

(令和6年度分の区民税の特別税額控除)

第4条の5 令和6年度分の区民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び付則第4条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第18条、第20条から第21条の3まで、付則第2条の2の2第2項、付則第4条第1項、付則第4条の3

1項、前条及び付則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第21条第2項、第35条の5第1項及び前条の規定の適用については、第21条第2項及び前条中「附則第5条の6第3項又は第4項」とあるのは「附則第5条の6第3項又は第4項及び附則第5条の8第6項」と、第35条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和7年度分の区民税の特別税額控除)

第4条の8 令和7年度分の区民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第18条、第20条から第21条の3まで、付則第2条の2の2第2項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項、付則第4条の4及び付則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第5条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで

2第1項、前条及び付則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第21条第2項、第35条の5第1項及び前条の規定の適用については、第21条第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び附則第5条の8第6項」と、第35条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和7年度分の区民税の特別税額控除)

第4条の8 令和7年度分の区民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき区民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第18条、第20条から第21条の3まで、付則第2条の2の2第2項、付則第4条第1項、付則第4条の3の2第1項、付則第4条の4及び付則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第5条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで

に提出された第25条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(当該申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第18条まで、第20条から第21条の2まで、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項及び付則第4条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(軽自動車税の税率の特例)

第7条 法附則第30条第1項に規定する三

提出された第25条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(当該申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

- 2 前項に規定する各年度分の区民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る区民税の所得割の額は、第15条から第18条まで、第20条から第21条の2まで、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項、付則第4条の3の2第1項及び付則第4条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(軽自動車税の税率の特例)

第7条 法附則第30条第1項に規定する三

輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第1項第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第7条第3項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第39条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、同条第1項第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第7条第3項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第8条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 （略）

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

第9条 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) （略）

(2) 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項、付則第4条第1項及び付則第4条の3第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第1項第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第7条第4項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第8条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 （略）

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

第9条 （略）

2 （略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) （略）

(2) 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項及び付則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは

第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項、付則第4条第1項及び付則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第10条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項、付則第4条第1項及び付則第4条の3第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項、付則第4条第1項及び付則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

4 (略)

「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項及び付則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第9条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る区民税の課税の特例)

第10条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項及び付則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項及び付則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第10条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項、付則第4条第1項及び付則第4条の3第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第11条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項、付則第4条第1項及び付則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第11条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第11条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第12条 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)

(長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項及び付則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第11条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項及び付則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第11条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第11条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第12条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に

に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

（1）及び（2）（略）

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 （略）

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒

該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

（1）及び（2）（略）

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 （略）

区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第13条 （略）

2から4まで （略）

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） （略）

（2） 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項、付則第4条第1項及び付則第4条の3第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項、付則第4条第1項及び付則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

（3）から（5）まで （略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）

第14条 （略）

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） （略）

（2） 第20条から第21条の2まで、

（短期譲渡所得に係る区民税の課税の特例）

第13条 （略）

2から4まで （略）

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） （略）

（2） 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項及び付則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項及び付則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第13条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

（3）から（5）まで （略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る区民税の課税の特例）

第14条 （略）

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） （略）

（2） 第20条から第21条の2まで、

第21条の3第1項、付則第4条第1項及び付則第4条の3第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項、付則第4条第1項及び付則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)

第15条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項、付則第4条第1項及び付則第4条の3第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項、付則第4条第1項及び付則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

第21条の3第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項及び付則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項及び付則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る区民税の課税の特例)

第15条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項及び付則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項及び付則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条第1項の規定による区民税の所得割の額

(3) から (5) まで (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第15条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項並びに付則第4条第1項及び第4条の3第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項並びに付則第4条第1項及び第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

3 及び 4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項並びに付則第4条第1項及び第4条の3第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項並びに付則第4条第1項及び付則第4条の3

の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第15条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項並びに付則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項並びに付則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

3 及び 4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項並びに付則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項並びに付則第4条第

第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第15条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項並びに付則第4条第1項及び第4条の3第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項並びに付則第4条第1項及び第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

3及び4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項並びに付則第4条第

1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第15条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項並びに付則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項並びに付則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の3第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第1項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

3及び4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第20条から第21条の2まで、第21条の3第1項並びに付則第4条第

1 項及び第4条の3第1項の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項並びに付則第4条第1項及び付則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) から (5) まで (略) 6 (略)	1 項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第20条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項前段、第21条の2、第21条の3第1項並びに付則第4条第1項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第15条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第21条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第15条の3第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) から (5) まで (略) 6 (略)
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第24条第1項ただし書、第25条の2及び第25条の3の改正並びに付則第3条及び付則第4条の3の2第1項の改正（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第21条第2項の改正並びに付則第4条の4、付則第4条の5第2項、付則第6条の2及び付則第12条の改正（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

(区民税に関する経過措置)

第2条 改正後の荒川区特別区税条例（以下「新条例」という。）第25の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第25条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の第25条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例付則第4条の3第1項及び第2項の規定は、特別区民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第

1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 1 6 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅(同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例既存住宅及び同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋(同条第 1 7 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 1 7 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 6 項に規定する認定住宅等(同条第 1 8 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 1 8 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、特別区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋(同条第 2 0 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 2 0 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅(同条第 3 5 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 3 5 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 1 0 項に規定する認定住宅等(同条第 2 1 項の規定により同条第 1 0 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 2 1 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例付則第 1 2 条第 4 項の規定は、特別区民税の所得割の納税義務者が前条第 2 号に掲げる改正及び規定の施行の日以後に行う新条例付則第 1 2 条第 1 項の土地等の譲渡について適用する。